

令和5年度

福島地方最低賃金審議会

第1回計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・
理化学機械器具、時計・同部品、眼鏡製造業専門部会
議 事 録

日 時：令和5年11月6日(月)

10:00～10:40

場 所：福島合同庁舎 3階共用会議室

出席者：(公)橋本、長谷川、森谷

(労)松本

(使)金子、鈴木、渡辺

1 開 会

(室 長) 定刻になりましたので、これより令和5年度福島地方最低賃金審議会第1回福島県計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具、時計・同部品、眼鏡製造業最低賃金専門部会を開催いたします。

委員の皆様には、大変お忙しいところご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

事務局を担当いたします賃金室長の渡辺と申します。部会長及び部会長代理の選出まで、事務局で進行させていただきますので、よろしく願いいたします。

はじめに、専門部会の開催に当たりまして、労働基準部長の田沼よりご挨拶申し上げます。

(基準部長) 福島労働局で労働基準部長をしております田沼と申します。

本日は、ご多忙のところご出席いただきまして誠にありがとうございます。また、皆様には、日頃から労働行政の各分野にわたりご協力を賜り、改めて御礼を申し上げます。

福島県最低賃金につきましては、福島地方最低賃金審議会において、時間額900円とする答申をいただき、8月23日に改正決定をし、10月1日から発効となっております。

この県最賃については、広報実施計画を策定して、各地方公共団体、使用者団体、労働組合等に対しまして、周知・広報活動を展開させていただいているところでありますので、周知にあたりまして、引き続き皆様のご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

さて本日は、10月10日の第6回福島県最低賃金審議会において、福島労働局長から、福島県特定最低賃金（計量器等製造業）の金額改正について諮問をさせていただいておりますが、その金額審議を開始していただくための第1回目の専門部会となります。

この特定最低賃金につきましては、労働条件の向上又は公正競争の確保の観点等から設定され、労使のイニシアティブによって決定されてきたものでありますが、今年度も、エネルギーコスト、原材料価格等の高騰が続いており、とりわけ中小企業等を取り巻く経営環境は大変厳しいものがあるかと思いますが、委員の皆様におかれましては、総合的にご勘案いただき、ご審議いただければ幸いです。

ぜひ、この専門部会において、円滑な審議となりますよう、また、全会一致の結論となりますようお願いを申し上げまして、冒頭の挨拶とさせていただきます。

どうぞよろしくお願いいたします。

（室 長） 次に、今年度の専門部会の委員の皆様を賃金室長補佐の矢吹から、ご紹介させていただきます。

(補 佐) 賃金室長補佐の矢吹です。よろしくお願いいたします。

それでは、お手元の資料の「令和5年度福島地方最低賃金審議会福島県計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具、時計・同部品、眼鏡製造業最低賃金専門部会委員名簿」により委員の皆様を紹介させていただきます。

公益代表、橋本寿委員。

(橋本委員) よろしくお願ひします。

(補 佐) 長谷川珠子委員。

(長谷川委員) よろしくお願ひします。

(補 佐) 森谷吉博委員。

(森谷委員) よろしくお願ひします。

(補 佐) 労働者側代表、小野田昌志委員。本日欠席となっております。

塩谷憲之委員。本日欠席となっております。松本瑛貴委員。

(松本委員) よろしくお願ひします。

(補 佐) 使用者側代表、金子市夫委員。

(金子委員) よろしくお願ひします。

(補 佐) 鈴木静治委員。

(鈴木委員) よろしくお願ひします。

(補 佐) 渡辺隆委員。

(渡辺委員) よろしくお願ひします。

(補 佐) 以上となります。よろしくお願いいたします。

(室 長) 次に、特定最低賃金専門部会開催に至るまでの経過等についてご説明いたします。

本年7月14日(金)に、5つの特定最低賃金に係る労働団体より、福島労働局長に対して最低賃金法第15条第1項に基づく特定最低賃金の改正決定を求める申出がありました。規定に基づき審査した結果、それぞれ必要な要件を満たしていることから、8月1日(火)に開催しました第2回福島地方最低賃金審議会において、福島労働局長から、同審議会に「特定

最低賃金改正の必要性の有無について」諮問したところ、8月7日（月）の第3回、8月23日（水）の第4回、9月26日（火）の第5回及び10月10日（火）の第6回最低賃金審議会において審議をいただき、10月10日の第6回最低賃金審議会において、「特定最低賃金改正の必要性有り」の答申をいただき、同日に福島労働局長から同審議会に「特定最低賃金の改正決定の諮問」をさせていただき、本日の専門部会開催となった次第です。

なお、専門部会の廃止につきましては、該当する特定最低賃金の改正に伴う異議申出期間が満了したときとする旨、同審議会で決議されておりますのでご報告いたします。

（室 長） 次に、定足数の確認をさせていただきます。

（補 佐） 本日は、労働者側委員の小野田委員、塩谷委員の2名が欠席されていますが、それぞれの専門部会の委員の3分の2以上の出席をいただいておりますので、最低賃金審議会令第6条第6項の規定により、各専門部会とも有効に成立しておりますことをご報告いたします。

2 議 事

（1）各専門部会の部会長及び部会長代理の選出について

（室 長） これより議事に入ります。

最初に、部会長及び部会長代理の選出を行います。

最低賃金法第25条第4項により、「部会長は公益を代表する委員のうちから、委員が選挙する」、また「部会長代理は部会長に準じて選出する」と規定されており、公益委員において、互選されておりますので、報告いたします。

部会長に橋本委員、部会長代理に長谷川委員に就いていただくこととなりましたことをご報告いたします。

ご異議ございませんでしょうか。

《 異議なしの声 》

(室 長) どうぞよろしくお願いいたします。

ここからの議事の進行につきましては、橋本部長にお願いしたいと存じます。どうぞよろしくお願いいたします。

(部 会 長) 橋本です。これからの議事につきまして、円滑な審議に向け皆様のご協力のほどよろしくお願いいたします。

(2) 福島地方最低賃金審議会専門部会運営規程(案)の審議について

(部 会 長) それでは、議事を進めます。

議事の(2)福島地方最低賃金審議会専門部会運営規程(案)について審議を行います。事務局から説明をお願いします。

(室 長) 配布資料の2ページから7ページをご覧ください。

2ページからが案で、5ページからがこれまでの規程となっています。

専門部会の議事運営につきましては、最低賃金法及び最低賃金審議会令に定めるもののほか、従来から運営規程を定めており、全ての部会で同じ規程を定めていました。規程には、会議の招集、委員の欠席、会議の議事、会議の公開、議事録及び議事要旨、意見の報告等が盛り込まれており、これまでの規程との変更点はありません。

議事の公開については、同規程第5条に「会議は、原則として公開とする。ただし、公開することにより、個人情報の保護に支障を及ぼす恐れがある場合、個人若しくは団体の権利利益が不当に侵害される恐れがある場合又は率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合には、部会長は、会議を非公開とすることができる。」と規定されており、昨年度までは、同上ただし書きに当たるとの判断から専門部会については非公開として開催してきたところです。

しかしながら、令和5年4月6日の「中央最低賃金審議会目安制度の在り方に関する全員協議会報告」にて、「「議論の透明性の確保と率直な意見交換を阻害しないという2つの観点」を踏まえ公労使三者が集まって議論を行う部分については、公開することが適当」との考え方が示されたところです。その考え方を踏まえ、中央最低賃金審議会では目安審議も含めて「公労使」三者が集まり議論を行う部分は全面公開、「公労」または「公使」の2者での議論を行う部分は非公開とする取り扱いとする報告がなされました。7月4日に開催された令和5年度第1回福島地方最低賃金審議会において、採決の場及び参考人聴取の際に陳述者の公開に対する了解が得られない場合を除き中央最低賃金審議会と同様の取り扱いとすることが取り決められましたので、本専門部会においても同様の取り扱いとし、規程の末尾の付帯決議の変更を案として提案させていただきます。

なお、付帯決議内容は、本審の運営規程と同じ文言となっています。この付帯決議の部分だけを変更する案となります、

令和5年4月6日の「中央最低賃金審議会目安制度の在り方に関する全員協議会報告」につきましては、配布資料の104ページから付けさせていただきましたが、106ページの1の(3)に中央最低賃金審議会における目安審議のあり方の議事の公開についての審議結果が掲載されていますのでご覧になっていただければと思います。

(部会長) 事務局から説明がありました福島地方最低賃金審議会専門部会運営規程(案)についてご意見等ございますか。

(部会長) 特に意見がないようですので、提案のとおり承認することとしてよろしいでしょうか。

《 異議なしの声 》

(部会長) それでは、案のとおり承認することとし、本日より施行します。

(3) 最低賃金審議会令第6条第5項の適用について

(部会長) 次に、最低賃金審議会令第6条第5項(専門部会の決議をもって審議会の決議とすること)の適用について確認いたします。事務局から説明をお願いします。

(室長) 最低賃金審議会令第6条第5項では、「審議会は、あらかじめその議決するところにより、最低賃金専門部会の議決をもって審議会の議決とすることができる」とされております。

専門部会における最低賃金審議会令第6条第5項の適用につきましては、10月10日(火)に開催されました第6回福島地方最低賃金審議会におきまして、「特定最低賃金専門部会において全会一致で決定したときには、専門部会の決議をもって、審議会の決議とする。」とし、審議会令第6条5項を適用することを決定しております。

なお、専門部会で全会一致に至らなかった場合には、審議会を開催して改めて審議・決定することとなりますので、よろしくご願ひいたします。

(部会長) ただいまの説明のとおり、特定最低賃金専門部会については、最低賃金審議会令第6条第5項を適用し、各専門部会において全会一致で決定したときは、各専門部会の議決をもって審議会の議決とします。

なお、専門部会で全会一致にならなかった場合には、審議会を開催して、改めて審議をして決定することとします。

(4) 専門部会議事録確認者の指名について

(部会長) 次に、専門部会の議事録確認者の指名についての審議に移りますが、事務局から説明をお願いします。

(室長) 部会議事録につきましては、専門部会運営規程第6条で作成について規定されていますが、その議事録の確認について部会

長のほかに、部会長の指名した委員2名から確認をいただくこととしています。その2名の委員につきましては、労働者側、使用者側から1名ずつ推薦していただいたうえで指名を行ってきているところです。

議事録確認を労働者側から1名、使用者側から1名の推薦をお願いしたいと考えています。

なお、確認の方法につきましては、電子メールによりご確認いただき、確認した旨の連絡をいただくという方法が適切と考えております。確認方法につきましてもお諮り願います。

(部会長) ただいま、説明がありました議事録の確認者ですが、労使各1名推薦願います。

労働者側はいかがでしょうか。

(松本委員) 松本でお願いします。

(部会長) 使用者側はいかがでしょうか。

(金子委員) 金子でお願いします。

(部会長) それでは、労働者側・松本委員。使用者側・金子委員を議事録確認者としますので、よろしく願います。

次に、議事録確認方法について、事務局からメールにて確認してもらおうとの説明がありましたが、そのような方法でよろしいでしょうか。

《 異議なしの声 》

(部会長) それでは、議事録確認については、メールにより行うこととします。

(4) 参考人からの意見聴取について

(部会長) 次に、参考人からの意見聴取について確認いたします。

事務局から説明をお願いします。

(室長) 参考人からの意見聴取につきましては、10月10日(火)に開催されました第6回最低賃金審議会におきまして、最低賃

金法第25条第5項に基づく公示による意見陳述の希望がなかった場合は、同条第6項による「特定最低賃金専門部会については参考人の意見聴取を実施しない」ことを決定しております。

なお、公示による意見陳述の希望はございませんでした。

(部会長) ただいまの説明のとおり、公示による意見陳述の申出がなかったことから、特定最低賃金専門部会における参考人の意見聴取は実施しないこととなりますので、ご承知おきください。

(5) 配付資料の説明について

(部会長) 次に、本日の配付資料について事務局から説明をお願いします。

(室長) 本日配付させていただきました資料についてご説明いたします。

会議資料の7ページまでは既に審議で触れていますので、8ページからご説明いたします。

8ページは、令和5年度特定最低賃金(5業種)の改正申出内容一覧表です。

この中の上から4つ目の「福島県計量器・測定器・分析機器・試験機・測量機械器具・理化学機械器具、時計・同部品、眼鏡製造業最低賃金」が当該部会関連のものとなります。

9ページは、令和5年度の地域別最低賃金の全国の答申状況です。福島県は、A～Cの3つのランクのうちのBランクで、現行額858円から42円引き上げ900円となっています。発効日は、令和5年10月1日です。地域別最低賃金の全国加重平均額は、1,004円で前年度から43円の引上げとなっています。

10ページは、福島県における平成29年度からの地域別最低賃金及び特定最低賃金(5業種)の改定状況の一覧表です。今年度の改正については、地域別最低賃金しか記載していません。

んが、非鉄金属製造業に関しては33円引き上げ時間額945円、電子部品等製造業は改正なし、輸送用機械製造業は38円引き上げ時間額954円、自動車小売業は38円引き上げ時間額960円とすることで各部会が結審し、答申もなされたところです。官報公示の手続きをとり、順次発効予定です。

11～12ページは、令和4年度の福島地方最低賃金審議会、県最低賃金及び特定最低賃金専門部会の開催状況、開催内容に係る一覧です。

13ページからが、今年度通信調査により実施した「福島県最低賃金に関する実態調査結果報告書(令和5年6月分)」になります。

14ページに、特定最低賃金に係る調査の概要等が記載されています。計量器等製造業についての調査は、令和5年6月1日現在で常用労働者を使用する民営事業所で、労働者数99人以下の事業所で1年以上継続して事業を営んでいる事業所を対象に、一定の方法で調査事業所を抽出し集計したものです。

15ページのとおり43の母集団に対して、29の集計となっています。

16～18ページは、計量器等製造業の規模別・地域別・年齢別の(産別適用除外者を除く)時間当たりの所定内賃金額(精・皆勤手当、通勤手当及び家族手当の3手当を除く)の分布をまとめたものになります。横書きの表で文字が小さくなっていますが、上段が累積労働者数、下段括弧書きが累積構成比になっています。この労働者数は先ほどの実際の集計を母集団の労働者数に復元して出しているものです。

19ページは、最低賃金実態調査結果について、福島県最低賃金及び計量器等製造業の1時間当たり賃金額の特性値を規模別・地域別に表したものです。第1・20分位数とは、労働者の賃金を低いものから高いものへと一列に並べて、低い方から

みて、全体の20分の1の順位に当たる数値をいい、下から5%の位置を表しています。第1・10分位数とは、労働者の賃金を低いものから高いものへと一列に並べて、低い方からみて、全体の10分の1の順位に当たる数値を表しています。第1・4分位数とは、労働者の賃金を低いものから高いものへと一列に並べて、低い方からみて、全体の4分の1の順位に当たる数値を表しています。中位数とは、労働者の賃金を低いものから高いものへと一列に並べて、全体の2分の1の順位（中央）に当たる数値を中位数といいます。それぞれ分布の特性（バラツキ等）を示す数値となっています。

20ページは、特定最低賃金の地域別最低賃金に対する指数一覧です。各特定最低賃金の時間額指数は、福島県最低賃金との比較、全国加重平均指数は、地域別最低賃金の全国加重平均と各特定最低賃金の金額との比較です。令和4年度の特定最低賃金の時間額指数は、福島県最低賃金858円を100としたとき、計量器等製造業の欄の一番右の数字103.6（差額31円）となっていたところであります。

21ページは、令和2年度から令和4年度までの3年間の福島県と同種の業種に係る特定最低賃金の都道府県別の決定状況と対地域別最低賃金の指数一覧になります。網掛けになっている都道府県は、該当する特定最低賃金が地域別最低賃金より下まわっているものです。

22ページは、最低賃金に係る未満率の一覧になります。本表は、今年6月分賃金について実施した賃金実態調査結果に基づき作成したもので、9月30日までの福島県最低賃金額858円の未満率は1.8%でした。計量器等製造業の関係では、10月からは福島県最低賃金が900円となり、889円を上回ったため。900円が現在適用になっているわけですが、調査時点の889円に対する未満率は0.7%でありました。

次に23ページは、賃金実態調査結果を基に計量器等製造業最低賃金時間額改定による影響労働者数と影響率をまとめたものです。なお、影響率とは、最低賃金を引き上げた場合に影響する労働者の割合（率）です。

24ページは常用労働者の1人平均月間現金給与額、事業所規模5人以上の令和2年～令和4年の3年間の特定最低賃金に関係する製造業の産業分類の福島県企画調整部・毎月勤労統計調査結果の一覧（抜粋）です。一番下のE27業務用機械器具が該当業種になります。①の所定内給与額を②の所定内労働時間で除した額が換算時給額となりますが、換算時給額の円位未満の端数は四捨五入しています。

25ページからは、日銀福島支店が10月2日に公表した短観（福島分）の要旨、31ページからは同じく日銀福島支店が公表した福島県金融経済概況です。

37ページからは、福島県企画調整部統計課が10月30日に公表した「最近の県経済動向」です。

74ページからが、福島県企画調整部統計課が10月30日に8月分速報として公表した「福島県鉱工業指数月報」です。

92ページは、特定最低賃金の令和5年度の答申日別の最短効力発生（法定発効）予定日の一覧表になります。

93～103ページは、厚生労働本省が行った令和5年度賃金改定状況調査結果になります。地域別最低賃金の金額審議の参考資料ともしていただいた資料となります。

また、一連の資料とは別に、他の地方の精密機械器具製造業最低賃金についての審議状況を配布させていただいております。福島を除いて全ての地域で結審しています。

配布資料についての説明は以上となりますが、この他、福島地方最低賃金審議会委員以外の委員の方には、参考図書として、最低賃金決定要覧（令和5年度版）をお配りしております。本日

の配付資料とともに専門部会の開催時には持参していただきますようお願いいたします。以上です。

(部会長) ただいまの説明について質問等がございますか。

(な し)

(6) 今後の審議日程及び効力発生日について

(部会長) 次に今後の審議日程等について、事務局から説明して下さい。

(室長) 委員の皆様には、日程調整にご協力いただきましてありがとうございました。

例年、専門部会は、本日の専門部会を除いて2回(計3回)の部会で結審しているところです。今年度につきましても結審までの回数を同様に予定しています。皆様にメールにてお知らせしているとおり、第2回目の部会を11月9日(木)13時30分から、第3回目の部会を11月14日(火)9時30分から、いずれも福島合同庁舎の4階会議室にて開催することを予定しております。

なお、予定表では欠席となっても、スケジュールの調整ができた場合には、事務局までご連絡のうえ、ご出席いただきますようよろしくお願いいたします。

(部会長) ただいま事務局から提案された日程でよろしいでしょうか。

《 異議なしの声 》

(部会長) では、提案のとおり承認することとします。

委員の皆様におかれましては、日程の確保についてご協力をよろしくお願いいたします。

次に、効力発生日についてお諮りします。事務局から説明願います。

(室長) 効力発生日につきましては、特定最低賃金専門部会で結審・答申をいただいてから効力が発生するまでには、「公示日別最短効力発生予定一覧表」のとおり、最短で約2ヶ月を要するこ

となります。効力発生日については、官報公示の日から起算して30日を経過した日からとする法定発効と、30日経過した日の後の日であって別に指定する日の指定発効の2種類がありますが、例年は指定発効とせず、法定発効とすることとされておりました。

今年度の効力発生日について、お諮り願います。

(部会長) 事務局から効力発生日について説明がありましたが、今年度も例年どおり、法定発効とすることとしてよろしいでしょうか。

《 異議なしの声 》

(部会長) ご異議がないようですので、法定発効とすることとします。本日の議事は以上となりますが、事務局から連絡事項はございますか。

(室長) はい、先ほど、今後の審議日程について確認していただきましたので、各委員の皆様には開催案内通知を別途通知させていただきます。ただし、第2回目が3日後でもありますので、本日出席いただいた委員には後ほどこの場でご通知させていただきます。

また、2回目の専門部会からの金額審議における金額の提示の際、手書きで構いませんので、金額の根拠について記載したメモの提出をお願いいたします。

3 閉 会

(部会長) 何かご質問等ありますでしょうか。

なければ、以上をもちまして、本日の専門部会を閉会といたします。大変お疲れ様でした。